令和８年度

熊谷市三世代ふれあい家族
住宅取得等応援事業補助金

―　申請の手引　―

令和８年４月

熊谷市福祉部長寿いきがい課

目　　次

１　事業の目的・・・

1　事業の目的

親世帯と子世帯が市内に同居し、又は近隣に居住するため、住宅の新築、購入又は増改築工事に要する費用の一部を補助することにより、世代間でお互い支えあいながら生活する多世代家族の形成を推進するとともに、高齢者の孤立防止及び子育て支援等の家族の絆(きずな)の再生を図ることや、本市の定住人口の増加及び地域経済の活性化につなげることを目的としています。

2　申請期間

申請期間は、**令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（水）**です。
申請受付順に審査し、申請が予算額に達した場合は受付を終了します。

3　申請フロー

なお、申請の流れはおおむね次のようになります。

	申請者		熊谷市	時期等
交付申請 （様式第１号） （様式第２号） （様式第３号）	交付申請書提出 ※添付書類を忘れずに用意すること。	→	申請書の受付	新築等の費用の支払いが完了後に申請となります。
			審　査	
交付決定 （様式第４号）	交付決定通知書の受領	←	交付決定通知書及びクマPAY交付関係書類発送	申請月の翌月下旬頃 ※申請時に発送予定日をお伝えします。
クマPAY付与	クマ PAY が付与されたことを御確認ください。	←	送付したクマＰＡＹ交付関係書類にクマＰＡＹを付与	申請月末頃 ※申請時に交付予定日をお伝えします。

4　補助対象

(1) 交付対象者の要件

交付対象者は、同居又は近居（以下「同居等」という。）を行うため、親世帯及び子世帯のうち、新築、購入及び増改築工事に係る契約を締結した方で、次の全てに該当する方です。

①　親世帯と子世帯が、市内で、同居又は近居（おおむね１km 以内）することにより、三世代以上の家族となっており、子世帯は孫（出産予定の子を含む。）と同居していること。 **なお、所有権保存又は移転の登記がなされた日の２年前の日以後の市外からの転入が伴う新築又は購入の場合は親世帯と子世帯の距離を問わず交付の対象となります。**ただし、登記後に転出し、その転出後に転入した方がいる場合は対象となりません。
②　申請日において、交付対象世帯員全員（出産予定の子供を除く。）が本市の住民基本台帳に記録されていること。

③　申請日において、当該住宅の新築、購入及び増改築工事に係る費用の支払が完了していること。
④　同居等をする住宅が生活の本拠地であること。
⑤　親世帯及び子世帯が同居等を、補助金交付後５年以上継続し、かつ、補助金の目的を理解し、相互に協力して必要な支援を行うことが見込めるものであること。
⑥　申請日において、交付対象世帯員のいずれもが、他制度による公的住宅扶助（生活保護）を受けていないこと。
⑦　申請日において、交付対象世帯員に納期限が到来している市税等（国民健康保険税、介護保険料及び保育料を含む。）の滞納が無いこと。
⑧交付対象世帯員に熊谷市暴力団排除条例に規定する暴力団員を含まないこと。

⑵ 住宅・申請の要件

住宅・申請の要件は、次の全てに該当する住宅です。（③、④はいずれか）

①　交付対象者自ら居住する住宅であること。
②　交付対象世帯員いずれかの者の所有であって、かつ、所有権の保存又は移転の登記がされている住宅であること。
③　新築又は購入の住宅の場合は、所有権の保存又は移転の登記がなされた日の翌日から起算して１年以内に補助金交付申請書を提出すること。
④　増改築工事の場合は、工事に要する費用の合計額（消費税を含む。）が５００万円以上で契約締結された住宅で、親世帯と子世帯の同居であること。 ※　同居は、親世帯と子世帯が同一の住宅又は同一の敷地内若しくは相互に隣接する敷地内にある２棟以上の住宅に居住することとします。
⑤　同居の場合にあっては、親世帯の専用居室を１室以上備えた住宅であること。
⑥　建築基準法その他住宅の建築に関する法令に適合するものであると認められる住宅であること。
⑦　この要綱による補助を受けたことのある住宅でないこと。

５　補助金額

⑴ 交付対象費用

補助金の交付の対象となる費用は、次の費用（消費税を含む。）です。

①　同居又は近居をするために、住宅の新築又は住宅の購入に要する費用。

②　同居をするために、交付対象世帯員のいずれかが所有し、かつ、居住する住宅の増改築工事に要する費用。

※　解体工事費や植栽工事、外構工事費は含みません。また、相続や贈与など、対価の伴わないものは対象外です。

⑵ 補助金の額

①　補助金の額は、**交付対象費用の１％**です。
（ただし、1,000 円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。）

②　補助金の上限は、市内事業者（支店又は営業所を含む。）との契約に伴う新築、購入及び増改築工事については 25 万円。
それ以外の事業者の場合は 20 万円です。

③　補助金は、同額のクマＰＡＹで交付します。
④　補助金は、予算の範囲内での交付となります。
　このため、**予算額に達した場合は、受付を終了します。**

６　申請手続

(1) 交付申請

交付申請は、交付対象者が必要書類を持参の上、市役所長寿いきがい課の窓口（本庁舎１階）で行ってください。各行政センター福祉担当窓口での受付はできませんので御注意ください。

なお、交付申請は先着順に受け付けます。申請内容に不備のある場合は、当該不備が修正された時点で受け付けます。

【申請に必要な書類】

	書　類　名	備　考
①	補助金交付申請書（様式第１号）	指定の様式を使用し、記入例を参考にしてください。 ※　様式は、本市のホームページからダウンロードすることができます。
②	誓約書及び承諾書（様式第２号）	
③	世帯調査票　（様式第３号）	
④	交付対象世帯員全員の続柄が確認できる書類（コピー可）	戸籍の全部事項証明書など （交付対象世帯員全員が同一世帯の場合、省略可）
⑤	建物に係る登記事項証明書（コピー可） ※土地、建物を同時に取得した場合は、土地と建物の登記事項証明書	さいたま地方法務局熊谷支局発行の登記事項証明書を添付 （登記完了証は不可）
⑥	同居等をするための住宅の新築、購入及び増改築工事に要した費用が確認できる書類 契約書及び領収書（コピー可）	**契約書については、契約内容・内訳の確認のため、原本を申請時に持参してください。**
⑦	同居等をすることとなった住宅の位置図（近居の場合は、それぞれの距離がわかるもの）、建物の全体写真、配置図、平面図	位置図については、市販の地図等を活用し、縮尺と、住宅間の直線距離を入れてください。
⑧	建築基準法に基づく検査済証 （コピー可）	紛失した場合は、建築審査課の発行する記載事項証明書を添付
⑨	出産予定の場合は、母子健康手帳（コピー可）	出産予定の場合のみ必要となります。
⑩	その他市長が必要と認める書類	市内事業者の場合のみ、名刺や封筒のコピーを添付。
⑪	アンケート用紙	本市ホームページからダウンロードできます。
⑫	申請チェックシート	所定のシートで確認し、申請書類と併せて提出してください。
⑬	請求書	指定の様式を使用し、記入例を参考にしてください。 ※　様式は、本市のホームページからダウンロードすることができます。

〔様式第１号　申請書の記入例〕

「申請日」は、長寿いきがい課で書類が受理された日を記入。

令和　〇年　〇月　〇日

熊谷市三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業補助金交付申請書

熊谷市長　　小林　哲也　宛

申請者（契約者）の住所、氏名（印鑑は朱肉使用）、電話番号を記入。

住　所　熊谷市　〇〇町一丁目〇番地

氏　名　熊　谷　太　郎　印

電話番号　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

熊谷市三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

いずれかにチェック

いずれかにチェック（増改築は同居のみ）

居住区分	☐ 同　居	☐ 新築　☐ 購入 ☐ 増改築
	☑ 近　居（おおむね１ｋｍ以内）	☑ 新築　☐ 購入
	☐ 近　居（おおむね１ｋｍより遠い）	
交付対象費用	２７，８９５，０００円	
交付申請額	２５０，０００円（交付対象費用の１／１０）	
交付方法	☑ スマホタイプ（ＱＲコード）	☐ カードタイプ
世帯区分	申請者は、☐親世帯　☑子世帯	
新築、購入及び増改築工事事業者	事業者名称　熊谷市△△町二丁目××番◆◆号 所在地　株式会社　◇◇　宅　熊谷営業所	

いずれかにチェック

添付書類

(1)　誓約書及び承諾書　(2)　世帯調査票　(3)　[illegible]

(4)　建物の登記事項証明書（コピー可）

(5)　同居等をするための住宅の新築、（契約書及び領収書（コピー可））

(6)　同居等をすることとなった住宅の[illegible]建物の全体写真、配置図及び平面図

(7)　建築基準法に基づく検査済証（コ[illegible]

(9)　その他市長が必要と認める書類

契約書・領収書のとおり記入。
建物の主たる建築・売買の取引を行った事業者が、市内の支店等である場合は併記し、担当者の名刺やパンフレット等、市内の所在地の記載があるもの（コピー可）を添付してください。

〔様式第３号　申請書の記入例〕

熊谷市三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業補助金交付申請に係る世帯調査票

親世帯の住所を記入。

生年月日は、西暦でなく、和暦（大正、昭和、平成、令和○年○月○日）で記入。

1　世帯員構成

	住　所　：　熊谷市			
親世帯の状況	氏　　名	生年月日	続柄	備　考

子世帯の住所を記入。

申請者本人から見ての続柄を記入。

	住　所　：　熊谷市			
子世帯の状況	氏　　名	生年月日	続　柄	備　考

※　続柄欄には、住民基本台帳上の

出生予定者は、氏名・生年月日欄

・出生予定者の場合、氏名、生年月日を記入せず、備考に「出生予定」と記入。
・通園、通学状況を記入。
（保育園児、幼稚園児、小学生、中学生、高校生、専修学校生、短大生、大学生、大学院生）等
・新築又は購入に伴い、市外から転入した場合は転入前の住所

2　申請する住宅の所在地　　熊谷市

3　申請する住宅の所有者

同居の場合、いずれかに○

4　同居の場合、親世帯の専用居室の有無　　有　・　無

5　他の補助制度等の利用の有無

熊谷市再生エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金

- □　太陽光発電システム
- □　太陽熱利用システム【自然循環型】
- □　太陽熱利用システム【強制循環型】
- □　家庭用燃料電池システム
- □　家庭用蓄電システム
- □　住宅用地中熱利用システム

他の補助金利用があればチェック

- □　熊谷市スマートハウス補助金
- □　省エネ家電普及促進補助金
- □　熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除
- □　その他　（　　）

〔様式第５号　請求書の記入例〕

様式第５号（第９条関係）

熊谷市三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業補

年月日は未記入としてください。

令和　　年　　月　　日

熊谷市長　　小　林　　哲

申請者（契約者）の住所、氏名（印鑑は朱肉使用）、電話番号を記入。

住　所　熊谷市　〇〇町一丁目〇番地

氏　名　　熊　谷　太　郎　　印

〇－〇〇〇－〇〇〇〇

決定通知の年月日、文書番号は未記入としてください。

　　年　　月　　日付け熊長寿第　　号で交付決定のあった熊谷市三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業補助金について、下記のとおり請求します。

金額は未記載としてください。

１　請　求　額　　金　　円

⑵ 交付決定

申請は、先着順に受け付け、申請された内容の審査を行い、交付の可否を決定するとともに、申請された方に対し「三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業補助金交付決定（却下）通知書」とクマ PAY 付与のための QR コードまたはカードを送付します（この時点ではまだクマ PAY は付与されていないので御注意ください）。

御申請時にお伝えした日までに届かない場合は担当課まで御連絡ください。

なお、補助金の決定内容に不服があるときは、取下げることもできます。

⑶ クマPAYの交付

御申請時にお伝えした日に⑵で送付したＱＲコードまたはカードにクマＰＡＹを付与します。

⑷ 補助金の取消し・返還

交付決定を受けた方が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

①　介護保険法、建築基準法その他関係法令に違反したとき。
②　偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
③　住宅を正当な理由なく自己の居住の目的以外の用途に使用したとき。
④　補助金交付決定の日から５年を経過する前に、正当な理由なく同居等をやめたとき。
⑤　市税等の滞納が発生したとき。
⑥　上記のほか、熊谷市三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業補助金　交付要綱に違反したとき。

７　他の補助制度等との併用

この補助金は、次の市の補助制度との併用ができます。ただし、それぞれの補助制度で、申請期間・必要書類が異なりますので御注意ください。

①　熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金
②　熊谷市スマートハウス補助金
③　熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除

・ただし、②の補助制度を利用の場合、①との併用はできません。
・介護保険事業の住宅改修経費は、対象外となります。

８　市への協力

補助金の申請をされる方には、本市が行うアンケート調査等に協力を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

９　Q&A

〔対象者要件について〕

Q　対象となる３世代の構成を教えてください。

A　この制度における「３世代」は、「①祖父母　②親　③子　④孫」の組合せにより構成される「３世代」を意味します。なお、③子　④孫による構成を「子世帯」と考えます。

例：３世代の構成図

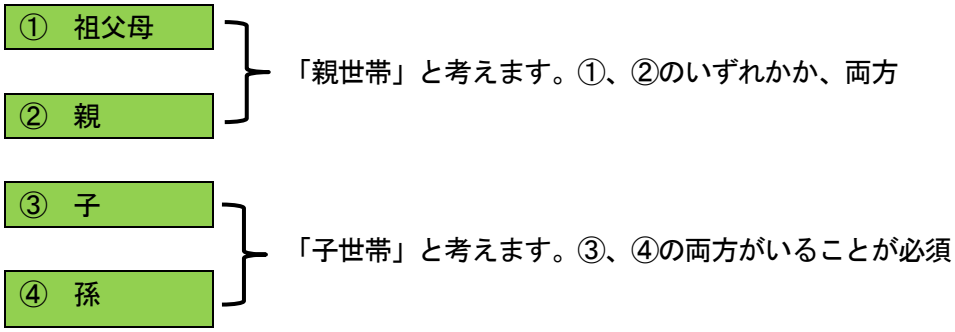

※なお、上記の関係がわかるように、世帯調査票及び続柄の確認できる書類を提出してください。

Q　申請者のほか、世帯員の年齢要件はありますか？

A　申請者をはじめ、世帯員の年齢要件はありませんが、３世代がそろっていることは必要です。

Q　市外から転入し、住宅を新築する場合でも対象になりますか？

A　要件を全て満たしていれば、対象になります。

Q　近居とは、どのくらい離れていても大丈夫ですか？

A　直線距離で 1.2ｋｍ以内とします。（要綱ではおおむね 1km 以内）

なお、所有権保存又は移転の登記のなされた日前２年以内又は所有権保存又は移転の登記のなされた日以後の市外からの転入が伴う新築又は購入の場合は、親世帯と子世帯の距離にかかわらず対象となります。ただし、登記の日後に転出し、その転出後に転入した方がいる場合は対象となりません。

Q　パソコンで直線距離を測る方法はありますか？

地図ソフトやインターネットのアプリケーションにより計測が可能です。
例として、パソコンでグーグルマップを使った簡易計測方法を御紹介します。

1. グーグルマップを開き、自宅住所を入力し、検索します。
2. 始点の位置に合わせて右クリックします。
3. 「距離を測定」をクリックします。
4. 地図上のもう１点をクリックして、測定します。
5. 地点間の総距離（マイルと km）が下部に表示されます。
6. 作業終了後、カード下部の閉じるアイコン「×」をクリックします。

（グーグルマップ　ヘルプから）

Q　祖母が入居している老人ホームの近くに家を新築しますが、対象になりますか？

A　介護老人保健施設や有料老人ホームなどに入所、入居している場合は対象と

なりません。

Q　５年以内に同居していた祖父母が死亡した場合は、補助金を返還しなければなりませんか？

A　お互いに必要な支援を行っていたにもかかわらず、亡くなってしまった場合にはやむを得ないものとして返還は生じません。

Q　二世帯住宅を建築し、現在は２世代の同居ですが、近々、出産予定です。出産後、申請することは可能ですか？

A　既に母子健康手帳が交付されている場合は、世帯員として含めて申請してください。それ以外の場合は、３世代となった段階で申請をしていただくことになります。なお、その場合、住宅の登記等の要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

〔住宅要件について〕

Q　対象となる住宅ごとの申請時期はいつですか？

A　新築及び購入の場合、所有権の保存又は移転の登記がなされた日の翌日から起算して１年以内に申請書を提出する方が対象となり、また、増改築の場合、工事に要する費用の合計額（消費税を含む。）が５００万円以上の契約を締結した日の翌日から起算して１年以内に申請書を提出する方が対象となります。

Q　どういう場合を同居と認めてもらえますか？

A　親世帯と子世帯が同一の住宅又は同一の敷地内若しくは相互に隣接する敷地内にある２棟以上の住宅に居住することを同居とみなします。
　なお、同居の場合には、親世帯の専用居室が１室以上ある必要があります。

Q　親と同居するために中古住宅を購入し、リフォーム工事をしましたが、対象になりますか？

A　要件を満たしていれば、中古住宅の購入も対象としています。また、増改築工事も同居の場合なので対象となります。
　ただし、１つの住宅での申請は一度しかできませんので御注意ください。

Q　店舗との併用住宅は対象になりますか？

A　住宅用の面積が、延べ床面積の２分の１以上であれば対象とします。

Q　親からの贈与による住宅は対象になるのか？

A　相続、贈与など対価の伴わないものは対象外となります。そのため、費用を確認するものとして、契約書及び領収書を提出していただきます。

〔補助金額について〕

Q　補助金額の計算方法は？

A　申請書に記載する「交付申請額」は、次のように計算してください。
交付申請額＝交付対象費用÷100（ただし、1,000 円未満は切り捨て）
とし、市内事業者（本・支店、営業所を含む。）の場合、25 万円が上限、

上記以外の場合、20 万円が上限となります。

Q　市内事業者かどうかは、何で判断するのですか？

A　契約書や領収書、名刺やパンフレット等に記載されている事業者の所在地が市内かどうかで判断しますので、これらの写しを添付願います。

なお、

市内と市外の複数の事業者が関係する場合は、主たる建築業者・大工業者の所在地により判断します。

〔申請書類について〕

Q　受付開始は、いつからですか？

A　申請受付開始は、令和８年４月１日（水）からです。ただし、予算額に達した時点で受付終了になります。

Q　申請書類を郵送するので、受け付けしてもらえますか？

A　申請時に内容確認を行いますので、郵送での受付はいたしません。

長寿いきがい課窓口に申請書類を持参願います。

Q　共有名義の場合、申請者は誰になりますか？

A　持分割合の多い方を申請者としてください。なお、同じ割合での共有の場合は、どちらかを申請者としてください。

Q　申請できるのは、全ての要件を満たしていないとできませんか？

A　申請日時点（＝長寿いきがい課窓口へ提出する日）で、全ての要件を満たし、提出書類が全て揃っていることが必要です。

近日中に引越す予定など、要件が確定していない場合、申請は受け付けませんので、あらかじめ御了承ください。

Q　世帯員全員の続柄が確認できる書類は、「戸籍全部事項証明書」を提出すればよいのですか？

A　３世代の全ての方が住民基本台帳上同一世帯であれば、「戸籍全部事項証明書」を用意していただく必要はありません。

ただし、それ以外の場合は、「戸籍全部事項証明書」のほか、「戸籍謄本」などが考えられますが、それだけで確認できるとは限りませんので、取得先（本籍地）の市町村で、「世帯員全員の続柄が確認できる書類が必要」と御確認いただいた上で、必要な書類を取得し、提出してください。

Q　契約書の額と領収書の額は一致しないといけないのですか？

A　一致している必要があります。なお、一致していない場合、安価な方を交付対象費用としますので、御了承ください。

Q　申請時に契約書の原本を持参しなくてはならないのは、なぜですか？

A　契約内容の内訳を確認させていただくためです。御協力をお願いします。

Q　住宅の位置図には、縮尺等を入れる必要はありますか？

Ａ　近居の場合、距離を確認する必要がありますので、縮尺を記入していただくよう御協力をお願いします。

Ｑ　申請の際に、申請書類を代理（建築業者等）が持参しても、受け付けてもらえますか？

Ａ　申請者の了解が得られて（委任状があればさらに良い。）、申請書類（添付書類を含む。）が全てそろっていれば受け付けます。

Ｑ　申請書チェックシートは提出しなければならないのですか？

Ａ　申請時に多くの書類を用意していただく必要があります。また、要件等に合致しているか確認いただくため、チェックシートで確認いただいた上で、併せて提出してください。よろしくお願いします。

〔その他〕

Ｑ　クマPAYは、申請書を提出した後、どれくらいで交付されますか？

Ａ　申請書を月単位でまとめて処理しますので、申請月の翌月末頃には交付できる予定です。なお、申請時に、申請後のスケジュールを御案内いたします。

Ｑ　申請に必要な書類は、どこで入手できますか？

Ａ　指定の様式については、長寿いきがい課（本庁舎１階）の窓口で配布しているほか、本市ホームページからもダウンロードできます。

「熊谷　三世代」をキーワードとして検索してください。